

# こども支援センター えがお

## 指定短期入所

### 重要事項説明書

当事業所では、利用者に対して短期入所（短期入所事業）を提供します。  
当サービスの利用は、原則として介護給付の短期入所支給決定を受けた方が対象となります。

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

#### ◇◆目次◆◇

1. サービスを提供する事業者	P 2
2. 利用事業所	P 2
3. 事業実施地域及び営業時間	P 3
4. 居室の概要	P 3
5. 従事者の配置状況	P 4
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	P 4
7. 利用者の記録や情報の管理、開示について	P 8
8. 個人情報の保護について	P 9
9. 苦情の受付について	P 9
10. 虐待防止体制	P 10
11. 緊急時の対応方法	P 10
12. 非常災害対策	P 11

社会福祉法人 光道園  
こども支援センター えがお  
指定短期入所  
当事業所は福井県の指定を受けています。  
(福井県指定 第1811300159号)

## 1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 光道園
所在地	福井県鯖江市和田町9字1の1
電話番号	0778-62-1234
代表者氏名	理事長 荒木 博文
法人の設立年月	昭和32年9月24日

## 2. 事業所の概要

事業所の種類	こども支援センター えがお 短期入所事業 平成31年4月1日指定 福井県1811300159号
事業所の目的	療育や介護等が必要な児童の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行う事を目的とする。
事業所の名称	こども支援センター えがお 指定短期入所
事業所の所在地	福井県丹生郡越前町朝日一丁目201番
電話番号	0778-34-2500
施設長（管理者）	松宮 由美
事業所の運営方針について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業所は、療育や介護等が必要な児童が生活能力のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。</li> <li>2. 指定短期入所支援の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、通所給付決定保護者の所在する市町、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。</li> <li>3. 前二項のほか、法及び「福井県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（福井県条例第72号）」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定短期入所支援を提供するものとする。</li> </ol>

開設年月	平成31年4月1日より施行
利用定員	3人
福祉サービス 第三者評価事業	未受審

### 3. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業実施地域	通常の事業の実施地域は丹南地区全域とする。ただし、通常の実施地域以外の利用希望者に対して実施する場合もある
営業日	事業所の営業日および営業時間は、金曜日の17:00から土曜日の18:00までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。なお、管理者が特に必要であると認める時はこれを変更することができる。
受付時間	月曜日～金曜日 9時～18時

### 4. 居室の概要

#### (1) 設備の概要

施設設備の種類	数量	面積	備考
リビング・ダイニング	1	56.06	
キッチン	1	6.24	
洋室	1	9.82	
洋室	1	9.40	
便所	1	1.92	
脱衣室	1	4.84	
浴室	1	6.63	
消火その他災害対応	スプリンクラー設備・自動火災報知設備・誘導灯		

#### (3) 施設・設備ご利用上の注意事項

当事業所において、居室その他の施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。

- ①面会
  - ・面会は自由です。お越しの際は、職員にご連絡下さい。また、飲食物等をご持参される場合もその旨を職員にお知らせ下さい。
- ②外出
  - ・ご家族との外出は原則自由ですが、事前にお知らせください。また、帰園時間もお知らせください。

- ③設備・器具の利用 ・職員にお申し出下さい。
- ④金銭、貴重品管理 ・原則として施設側でお預かりします。必要時にはお申し出いただければ随時お渡しいたします。
- ⑤所持品の持ち込み ・寝具の持ちこみは不要です。(シーツクリーニング代は利用料に含まれます・洗面用具・日用品等一部実費有)  
 ・洗面用具、日用品等の生活必需品はご用意下さい。  
 ・その他電機製品や嗜好品などはお相談下さい。
- ⑥ペット ・施設内のペットの持ち込みはできません。
- ⑦設備、器具の破損等 ・故意にしたものではなくとも、明かに特定の方が施設の設備や器具を破損した場合は弁償していただくことがあります。
- ⑧事故、損害等 ・他の利用児に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。

#### 5. 従事者の配置状況

従事者の配置については、厚生労働省の定める配置基準を遵守しています。当事業所では、利用児に対して指定障害福祉サービスを提供するものとして、下記の職種の従事者を配置しています。

##### 【主な従事者の配置状況】

職 種	常 勤	非常勤
管理者（施設長）	1名	0名
児童指導員、保育士等	利用時に1名配置	0名

#### 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金（契約書第4条、第5条参照）

当事業所では、利用児に対して以下のサービスを提供します。

- ② 介護給付等から給付されるサービス
- ②利用料金の全額を保護者にご負担いただくサービス〔①以外のサービス〕

##### (1) 当事業所が提供するサービスと利用料金

下記に表示のサービスについては、食費・光熱水費を除き、サービス利用料金全体のうち9割が介護給付等の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、保護者は、利用負担分として、サービス利用料金全体

の1割の額を事業者にお支払いいただきます。(定率負担または利用者負担額といいます)。

なお、介護給付費等が給付されるサービスの場合でも、代理受領を行わない場合(償還払い〔※〕の場合も含む)については、一旦全額を事業者にお支払いいただきます。

ただし、負担の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

※償還払いについて

償還払いとは、一旦、保護者がサービス利用料金全額を事業者支払い、後に、支払い額のうち9割が市町から返還されるものです。

<サービス提供の内容>

種 類	内 容	備 考
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養と利用者の身体の状況を考慮し、食事支援を行います。</li> <li>【朝食】… 7:00～</li> <li>【昼食】… 12:00～</li> <li>【夕食】… 18:00～</li> </ul>	食事料金は、別途負担 朝食 380円 昼食 610円 夕食 550円
排 泄	利用児の状況に応じ、排泄支援を行います。	
入 浴	利用児の状況と希望を伺い、洗体・洗髪・清拭支援を適切な方法で行います。	
健康管理	日常必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。又医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。	
着 脱	利用児の状況に応じて、適切な着替えが行われるよう支援を行います。	
相談・援助	利用児及び家族からの相談について誠意をもって応じ、必要な援助を行うよう努めます。	
送迎	原則としてご家族の方で送迎をお願いします。ただし、送迎を必要とされる場合はご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。	

<サービスの利用料金(1日あたり)>

下記の料金表によって、ご契約者の障害支援区分に応じたサービス利用料金から、介護給付費等の給付額を除いた金額(全体額の1割=利用者負担)と食事・高熱水費の合計金額を、利用者にお支払いいただきます。(個別減免等の負担軽減措置が別途ございます。)

1 単位単価=10 円

種 別	単 価	備 考
介護給付サービス料金 (Ⅲ) 自己負担分 (利用料)	介護給付 (児) 区分1 509 単位 区分2 615 単位 区分3 784 単位	1 泊 2 日だと、 2 日分頂くこと になります。
介護給付サービス料金 (Ⅳ) 自己負担分 (利用料)	介護給付 (児) 区分1 173 単位 区分2 279 単位 区分3 527 単位	
★介護給付サービス料 (Ⅳ) は、短期入所を利用した日 (短期入所開始日及び終了日を含む) において、日中は放課後等デイサービス、児童発達支援を利用した場合など、短期入所サービスを日中利用していない場合の利用料金です。		
<p>&lt;加算&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単独型加算 (320 単位/回) : +100 単位 (単独型事業所において指定短期入所を行った場合。さらに利用児が日中活動を利用した日 (入所日及び退所日を除く) であって、短期入所事業による支援が 18 時間を超える場合さらに加算)</li> <li>・送迎加算 (186 単位/回) : 自宅等から事業所との間の送迎を行った場合。片道につき加算</li> <li>・短期利用加算 (30 単位/回) : 利用開始から 30 日以内の期間について加算。</li> <li>・利用者負担額上限管理加算 (150 単位/月) : 利用者負担額合計額の管理を行った場合 1 月に付き加算。</li> <li>・食事提供加算 (48 単位/回) : 食事提供の体制を整えている事業所で、食事提供を行った場合。(所得に応じ)</li> <li>・重度障害者支援加算 (50 単位/日) : 重度障害者等包括支援の対象者に相当する状態にある物に対してサービスを提供した場合。+10 単位 (さらに強度行動障害を有する者に対し、強度行動障害支援者養成研修、基礎研修修了者が支援を行った場合さらに加算)</li> <li>・福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) (所定単位×86/1000/月) : 福祉・介護職員の資質向上の取り組み雇用管理の改善、労働環境改善の取り組みを進める事業所への加算</li> <li>・福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) (所定単位×21/1000/月) : 経験と技能のある障害福祉人材の数が多事業所について更なる評価を行う加算</li> <li>・緊急短期入所受入加算 (100 単位+11 単位) : 運営規定において地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め市町村長に届け出た短期入所事業所について、緊急時対応に限らず利用開始日のみ所定単位数に更に加算。</li> </ul>		
食事代	朝食 380 円 昼食 610 円 夕食 550 円	希望者のみ
おやつ代	50 円	希望者のみ
シーツ洗濯代 (上下)	利用料に含む	

光熱水費	286 円／1 日 (1 泊だと 2 日分頂くこととなります)	利用 1 日分
その他	なお、上記の内容以外に支援に必要な実費をいただく場合がありますが、事前にお知らせさせていただきます。	

☆食事代〈朝食：380 円 昼食：610 円 夕食：550 円〉 1 日 1,540 円

☆光熱水費：286 円 (居室にかかる費用で主に冷暖房、照明の経費)

[利用者負担に関する月額上限]

- 1 ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得 (世帯の収入状況) に応じて下表の通り 4 区分の月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低 所 得	市町村民税非課税世帯 (注 1)	
一 般 1 (18 歳以上)	市町村民税課税世帯 (受給者証参照) (注 2) *入所施設利用者 (20 歳以上)、グループホーム、ケアホーム利用者は除く (注 3)	9,300 円
一 般 1 (18 歳未満)	市町村民税課税世帯 (受給者証参照) (注 2)	4,600 円
一 般 2	上記以外	37,200 円

(注 1) 3 人世帯で障害基礎年金 1 級受給の場合、収入が概ね 300 万円以下の世帯が対象となります。

(注 2) 収入が概ね 600 万円以下の世帯が対象となります。

(注 3) 入所施設利用者 (20 歳以上)、グループホーム、ケアホーム利用者は市町村民税課税世帯の場合、「一般 2」となります。

《上記以外のサービス》

下記①～④のサービスについては、介護給付費等の対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、別紙の記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払いいただきます。

なお、この所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容ならびに変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前までにご説明します。

- ① 特別なサービスの提供とこれに伴う費用
- ・施設外活動・行事の必要経費の実費
  - ・個人の参加希望による活動等に関わる付添員経費を含む
- ② 介護給付等から支給されない日常生活上の諸費用

③ その他の日常生活費に関する費用

- ・保健衛生費（外注クリーニング）
- ・理美容代
- ・施設内活動における材料代等の実費

④ 介護給付等の対象に含まれない費用に関するもの

- ・個人が要望する事項への対応に関する必要経費（その活動時の使用用品や材料代・送迎代・付添員の実費経費等）
- ・食事代（朝食：380円 昼食：610円 夕食：550円）・光熱水費 286円
- ・その他、利用児固有のものであって自己負担することが適当と認められるもの

(3) 利用料金・費用のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、「サービス利用説明書」に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計金額を請求します。

当月利用料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日までに保護者に送付します。

当月の利用料金の合計額を翌月25日までにお支払いいただきます。以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

① 下記指定口座への振込

北陸銀行 神明支店 普通預金 6056067  
(福)光道園 こども支援センター えがお

② 金融機関口座からの自動引落とし

ご利用できる金融機関：銀行・郵便局等

③ 本事業所窓口での現金支払い

(4) 利用の中止（契約書第8条参照）

利用予定日の前に、利用児の都合によりサービスの利用を取り消す場合は事業者にお申し出ください。

(5) 利用料金の変更

所定の料金について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

7. 利用児の記録や情報の管理、開示について（契約書第6条第4項参照）

事業者は、関係法令に基づいて、利用児の記録や情報を適切に管理し、保護者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料等の諸費用は、保護者の負担となります。）また、責任者を設けるなど管理体制を整えています。

\*本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 利用の実績表
  - (2) サービス提供の具体的な内容
  - (3) 利用児の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
  - (4) やむを得ず身体拘束を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由など
  - (5) 保護者からの苦情の内容
  - (6) 事故の状況及び事故に際しての対応
- ◆ 保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。
  - ◆ 保管期限を経過した個人情報等については、外部漏えいしないよう印字データはシュレッダー処理、電子データはデータ消去を行います。
  - ◆ 閲覧・複写ができる窓口業務時間は、9：00～18：00です。  
(窓口は、それぞれ利用されている事業所で、第三者への閲覧・開示については保護者の同意を得るものとします)

○情報管理責任者 管理者 松宮 由美

#### 8. 個人情報の保護について(契約書第11条第3項)

事業者及び職員は、サービス提供にあたって知り得た利用児やその家族等の個人情報について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。又、個人情報を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。

(職員のしおり 個人情報管理規定)

#### 9. 苦情の受付について(契約書第19条参照)

##### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

##### (1) こども支援センター えがお

○苦情受付窓口(担当者)

[職名] (正担当者) 管理者 松宮 由美

(副担当者) 児童発達支援管理責任者 田中 慶朋

○受付時間 随時

○苦情解決責任者 光道園常務理事 堀 浩二

◆苦情受付ボックスは事務所前受付に設置しています。

◆苦情解決に関する情報公開は、光道園ホームページに掲載しています。

##### (2) 第三者委員

当事業所では、地域にお住いの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見等をいただいています。保護者は当事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談する事もできます。

第 三 者 委 員	白 井 尊 志	住所 〒913-0046 坂井市三国町北本町3丁目2-12 電話 0776-82-8887 (白井労務管理事務所)
	矢 納 正 人	住所 〒918-8162 福井市角原町32の42 電話 0776-38-1773
	永 松 真	住所 〒910-3604 福井市グリーンハイツ2-127 電話 0776-98-2611

### (3) 行政機関その他の苦情受付機関

当事業所に対し市町等から問い合わせ、指導等があった場合は、迅速、誠実に対応してまいります。

当施設以外に、市町等の相談・苦情窓口等に苦情を伝える事ができます。

越前町福祉課 電話 0778-34-8725

福井県社会福祉協議会

運営適正化委員会 (ハート支援室) 電話 0776-24-2347

出身市町村

### 10. 虐待防止・身体的拘束等適正化体制

事業者及び職員は利用者の人権擁護、虐待のために虐待防止・身体的拘束等適正化の為の指針や責任者及び委員会を設置する等、必要な体制を整備するとともにサービス従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

#### ○こども支援センター えがお

虐待防止・身体的拘束等適正化責任者 管理者 松宮 由美

虐待防止・身体的拘束等適正化委員会委員長 管理者 松宮 由美

副委員長 児童発達支援管理責任者 田中 慶朋

### 11. 緊急時の対応方法

利用児の容態に急変等があった場合は、「保健調査票」または「緊急時引き渡しカード」に基づき、協力医療機関に連絡する等必要な処置を講じ、家族等へ速やかにご連絡します。

#### ○協力医療機関

福井県丹生郡越前町西田中16-1

病院名 藤田医院

電話：(0778) 34-0044

○協力歯科医療機関 福井県越前町西田中 1 6 - 1 - 1  
病院名 遠矢歯科医院  
電話：(0 7 7 8) 3 4 - 0 2 0 2

1 2. 非常災害対策

防災時の対応	消防計画及び自衛消防組織により対応、地元朝日区との相互協力あり
防災設備	全館スプリンクラー設置、非常通報装置、火災報知設備設置
防災訓練	利用者参加の上、年2回朝日1丁目事業所と協力し実施
防火責任者	成瀬 裕崇

指定障害者支援施設に関するサービス（短期入所）の提供及び利用の開始に際し、本書面に基  
づき重要事項の説明を行いました。

事業所 住所 〒916-0146  
福井県丹生郡越前町朝日一丁目201番  
事業所名 社会福祉法人 光道園 こども支援センターえがお  
管理者氏名 松宮 由美 印

説明者氏名 児童発達支援管理責任者 田中 慶朋 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定障害者支援施設に関する  
サービス（短期入所）の提供及び利用の開始に同意しました。

令和 年 月 日

住所 〒 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用児氏名 \_\_\_\_\_

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条に基づく、厚生労働省令第171、172号  
(平成18年9月29日)の規定により、利用申込者又はその家族への重要事項説明の  
ために作成したものです。